

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行																		
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八十三条まで（現行のとおり）</p> <p>附 則</p> <p>1 から 10 まで（現行のとおり）</p> <p>11 令和六年三月三十一日までの間、第四条の二十第二項に定める期間は、同項の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる事業所にあつては、当該第一欄の区分に応じ、当該第二欄に掲げる年度から当該第三欄に掲げる年度までとする。</p> <table border="1" data-bbox="266 753 1075 900"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td>二（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> <td>（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受けた者に係る特例）</p> <p>12 令和三年一月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定するものをいう。）のまん延の影響を受けた温室効果ガス排出事業者等についての次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。</p>	第一欄	第二欄	第三欄	一（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	二（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第八十三条まで（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 から 10 まで（略）</p> <p>11 平成三十六年三月三十一日までの間、第四条の二十第二項に定める期間は、同項の規定にかかわらず、次の表の第一欄に掲げる事業所にあつては、当該第一欄の区分に応じ、当該第二欄に掲げる年度から当該第三欄に掲げる年度までとする。</p> <table border="1" data-bbox="1140 753 1948 900"> <thead> <tr> <th>第一欄</th> <th>第二欄</th> <th>第三欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>二（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（新設）</p>	第一欄	第二欄	第三欄	一（略）	（略）	（略）	二（略）	（略）	（略）
第一欄	第二欄	第三欄																	
一（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）																	
二（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）																	
第一欄	第二欄	第三欄																	
一（略）	（略）	（略）																	
二（略）	（略）	（略）																	

第四条の八第二項 第一号	九月末日	九月末日。ただし、当該廃止又は休止が令和二年三月七日から同月末日までの間に行われた場合に
第四条の七第四項	以内	以内（ただし、令和二年一月八日から同年五月一日までの間に当該報告を求められた場合にあつては同年九月末日まで）
第四条の六の二第三項	九月末日	九月末日（ただし、当該指定又は指定の取消しを令和二年度に受けようとする場合にあつては令和二年十一月末日）
第四条の五第二項	十月末日	十月末日（ただし、令和二年度にあつては十月末日）

<p>第四条の九第一項 第一号</p>	<p>経過した日</p>	<p>経過した日。ただし、当該日が令和二年四月七日から同年七月三十日までのある場合に</p>
<p>第四条の八第二項 第三号</p>	<p>九月末日</p>	<p>九月末日。ただし、当該期間の最後の年度の翌年度が令和二年度の場 合にあつては令和二年十一月 末日</p>
<p>第四条の八第二項 第二号</p>	<p>九月末日</p>	<p>九月末日。ただし、当該縮小が令和元年度にあつた場合に おいては令和二年十一月末 日</p>
		<p>あつては同年九月末日、同年四月一日から同年八月末日までの間に行 われた場合に あつては同年十一月末日</p>

<p>項 第四条の二十第一</p>	<p>経過した日</p>	<p>経過した日。ただし、削減義務率を減少する期間の開始の年度が令和二年度の場 合又は条例第五条の八の二第三項の規定による指定が令和二年一月七日から同年四月三十日までの</p>
<p>項 第四条の十九第三</p>	<p>九月末日</p>	<p>九月末日（ただし、状況変更年度の場 合にあつては令和二年十一月末日）</p>
<p>項 第四条の十八第二</p>	<p>九月末日</p>	<p>九月末日（ただし、最初の削減義務期間の開始年度が令和二年度の場 合にあつては令和二年十一月末日）</p>

あつては、同年九月末日

<p>第四條の二十三第 一項</p>	<p>十一月末日（</p>	<p>間にあつた場 合においては、 第四條の二十 第三項第一号 に掲げる事業 者については 同年十二月末 日まで、同項第 二号に掲げる 事業者につい ては同年十一 月末日</p>
	<p>当該日</p>	<p>十一月末日（令 和二年度にあつ ては令和三年一 月末日）</p>
	<p>選い日</p>	<p>選い日。ただ し、当該指定が 令和二年一月 七日から同年 三月三十一日 までの間に あつた場合に おいては同年 九月末日</p>
<p>第四條の二十六第</p>	<p>十一月末日（</p>	<p>十一月末日（令 和二年度にあつ</p>

<p>項 第五条の十九第一</p>	<p>八月末日</p>	<p>八月末日(ただし、令和二年度にあつては令和二年十月末日)</p>
<p>二項</p>	<p>遇い日</p>	<p>遇い日。ただし、当該指定が令和二年一月七日から同年三月三十一日までの間にあつた場合には、同年九月末日</p>
	<p>当該日</p>	<p>十一月末日(令和二年度にあつては令和三年一月末日)</p>

別表第一から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第三十九号様式まで (現行のとおり)

別表第一から別表第二十まで (略)
別記第一号様式から第三十九号様式まで (略)